

新型コロナウイルス感染症に係る施設使用の取り止め・延期における 施設使用料の還付等の期間延長について

日頃から当公社が管理・運営する施設をご利用いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、令和2年3月4日付けで発表させていただいた施設使用の取り止め・延期を行う場合の施設使用料の還付等の期間について、以下のとおり対象期間の延長を実施いたします。

1. 対象施設

施設名	お問合せ先	電話番号
名古屋市中小企業振興会館	中小企業振興会館 営業課	735-2111
サイエンス交流プラザ	研究推進部 研究開発支援課	736-5680
デザインホール	営業企画部 営業企画課	265-2001

2. 期間

(延長前) 令和2年2月20日から令和2年3月15日の間のご利用分

(延長後) 令和2年2月20日から令和2年3月31日の間のご利用分

3. 取り止め・延期理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために施設使用の取り止め・延期を行った場合に限りです。

4. 取扱い

- ・既納の使用料を還付します。
- ・還付に係る手続等は上記「1. 対象施設」にお問い合わせください。